

社会福祉法人 海印寺徳寿会役員名簿 平成30年2月24日

(理事10名・監事2名・評議員11名)

(順不同・敬称略)

役職	氏名	住所	電話	現職・元職	生年月日(年齢)
理事長	藤井由美			海印寺徳寿会理事長	昭和38年1月14日生(55歳)
理事	藤井重徳			竹の里ホーム施設長	♯34年8月29日生(58歳)
理事	藤井徳司			海印寺徳寿会元理事長	昭和6年11月10日生(86歳)
理事	高橋正明			元長岡京市自治会長	♯16年1月2日生(76歳)
理事	長谷川潔			元シルバー人材事務局長	♯15年1月2日生(77歳)
理事	吉田 勝			奥海印寺財産区・改良区	♯29年8月29日生(63歳)
理事	篠原ナツエ			元市職員・ボランティア	♯9年9月1日生(83歳)
理事	河村弘美			元社協事務局長・市職員	♯22年5月1日生(70歳)
理事	中山晋哉			竹の里ホーム職医	♯43年8月17日生(49歳)
理事	佐藤幸子			竹の里ホーム非常勤職員	♯23年12月7日生(69歳)
監事	平野 晃			植理士	♯15年1月3日生(77歳)
監事	安田博子			元市職員・人権擁護委員	♯30年2月4日生(62歳)
評議員	加藤清道			歯科医師	♯28年2月16日生(64歳)
評議員	安井 等			元民生児童委員	♯15年11月21日生(77歳)
評議員	伴野 進			元長岡京市障害福祉課長	♯21年7月23日生(71歳)
評議員	瀧川正幸			元長岡京市会計管理者	♯27年8月9日生(65歳)
評議員	松尾恵子			入居者家族	♯21年8月23日生(71歳)
評議員	大橋大蔵			元奥海印寺自治会長	♯24年2月9年生れ(68歳)
評議員	東上一宣			元長岡京市社協職員	♯38年4月21日生(54歳)
評議員	波多野恭子			長岡京市少年輔導会長	♯14年8月11日生(78歳)
評議員	粉川忠司	元長岡京市社協職員	♯16年3月8日生(76歳)		
評議員	山口万智子	福祉女性の会会長	♯13年2月13日生(79歳)		
評議員	鶴川富久江	サロン(はな)	♯19年4月8日生(73歳)		

(役員任期：平成29年6月10日から平成31年の定時評議員会の終結の時迄)

(評議員任期：平成29年4月1日から平成33年の定時評議員会の終結の時迄)

第3号議案

社会福祉法人海印寺徳寿会

役員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第9条に規程する評議員及び定款第23条に規定する役員（常勤を除く。）の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員に支給する報酬は、次のとおりとする。

(1) 理事長 月額 600,000円

2 理事長は、法人を代表し事務を処理するため、週4回以上勤務するものとする。

(費用弁償)

第3条 法人の職務遂行のために要する費用弁償は、次のとおりとする。

(1) 役員会議・評議員会議・その他会議・委員会に出席した場合

1人当たり1回5,000円

(ただし、法人認可の日から平成8年度終了までの期間分については、出席回数にかかわらず、1人当たり10,000円とする。)

(2) 出張した場合 旅費規程の例による。

(3) 職員採用予定者が法人の指定する研修に出席した場合 1人当たり1回2,000円

2 理事長は、特別の事情があると認めるとき及びその他必要があると認めるときは、前項の金額を実情に応じて増減することができる。

(適用除外)

第4条 就業規則第3条に規程する職員で役員を兼ねる場合は、前条の規程にかかわらず、前条に規程する費用弁償は行わない。

(支払)

第5条 報酬及び費用弁償の支払方法等については、旅費支給の例による。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成9年6月1日から施行し、平成8年2月20日から適用する。

附 則

改正後の規程は、平成10年1月14日から適用する。

附 則

改正後の規程は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

改正後の規程は、平成29年6月10日から適用する。

費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第9条第2項の評議員の費用弁償について定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 法人の職務遂行のために要する費用弁償は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会（理事会他）に出席した場合 1回5,000円
- (2) 出張した場合 旅費規程の例による。
- (3) 職員採用予定者が法人の
指定する研修に出席をした場合 1人当たり1回2,000円

2 理事長は、特別の事情があると認めたとき及びその他必要があると認めたときは、前項の金額を実情に応じて増減することができる。

(適用除外)

第3条 就業規則第3条に規程する職員で役員を兼ねる場合は、前条の規程にかかわらず、前条に規程する費用弁償は行わない。

(支払)

第4条 報酬及び費用弁償の支払方法等については、旅費支給の例による。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年5月28日から適用する。